

# 新聞広告賞

## 第33回「新聞広告賞」作品募集要項

新聞広告賞は、「新聞広告活動の全過程」を対象に選考する日本でただ一つの表彰制度です。企画性、広告活動の成果など、新聞広告の新しい可能性を切り開いた活動を発掘しようというものです。

選考委員会は、

- ・新聞広告の新しい利用法や表現領域の開拓に成功した活動
- ・新聞広告を使って広告目的に合った大きな効果をあげた活動
- ・新聞媒体の特性・機能を活用し、新聞と広告の発展に対し大きな貢献をした広告活動——といった基準で選考いたします。

### 賞の構成

#### ◇広告主部門

広告主（企業・団体）を対象に設けられたもので、本賞の目的にかなう活動を行った広告主を表彰いたします。

新聞広告大賞	1作品	賞状と副賞
新聞広告賞	5作品	賞状と副賞
優秀賞	10作品	賞状と副賞

#### ◇新聞社企画部門

日本新聞協会会員新聞社を対象に設けられたもので、本賞の目的にかなう活動を行った新聞社の広告部門を表彰いたします。

新聞広告賞	5作品	賞状
奨励賞	5作品	賞状

### 審査および発表と贈賞

#### ◇審査

日本新聞協会広告委員会と中島祥文氏（アートディレクター・多摩美術大学名誉教授）、一倉宏氏（コピーライター・クリエイティブディレクター）があたります。

#### ◇発表

2013年9月上旬に日本新聞協会会員紙ならびに「新聞協会報」紙上で発表いたします。受賞者には直接ご通知いたします。受賞作は、『新聞広告賞作品集』に掲載するとともに、日本新聞協会の新聞広告総合ウェブサイト「新聞広告データアーカイブ」（[www.pressnet.or.jp/adarc/](http://www.pressnet.or.jp/adarc/)）などでご紹介するほか、11月から1年間、日本新聞博物館で展示します。

#### ◇贈賞

2013年10月18日（金）に東京・港区「東京プリンスホテル」で行われる「新聞広告の日」記念式典において贈賞いたします。

### 受付

◇期間 2013年6月4日（火）必着

◇提出先 〒100-8543 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7階  
日本新聞協会経營業務部広告担当「新聞広告賞」係  
TEL：03-3591-4407 FAX：03-3591-6149

### 応募条件

◇資格 日本新聞協会の会員紙（原則として本紙、別刷りとし、フリーペーパーは除く）に掲載された広告を対象とします。

※裏面に続きます

## 広告主部門

広告主（企業・団体）からの応募のほか、広告会社・新聞社からも推薦応募ができます。新聞社が推薦応募の際は、必ず当該広告主とご相談のうえ、事前了承をとるようお願いします。

- ・広告主が発信するメッセージを、広告主が主導した企画により展開した広告および広告活動。
- ・広告主が発信するメッセージを、新聞社が主導した企画により展開した広告および広告活動。

## 新聞社企画部門

新聞社からの応募に限ります。

- ・新聞社が発信するメッセージを、広告主の賛同を得て、新聞社が主導した企画により展開した広告および広告活動。

◇対象期間 2012年6月1日（金）から2013年5月31日（金）

シリーズによる活動の場合は、上記期間中にシリーズのうちのいずれかが掲載されていれば、応募できます。

## ◇応募件数

広告主部門は、何件でも応募できます。ただし、広告主1社に対して授賞は1件となります。

新聞社企画部門は、日本新聞協会会員名簿に記載された発行本社ごと、または会員紙ごとに単独企画2件と共同企画2件を応募することができます（シリーズによる活動展開は1件として扱います）。

例）全国紙の場合＝日本新聞協会会員名簿記載の発行本社ごとに単独企画1件とする。会員名簿に記載されていない本・支社、発行紙にのみ掲載された広告については、会員名簿に記載された発行本社での応募がない場合にのみ応募できる。

## 応募の手引き

応募にあたっては、①応募申込書、②当該広告掲載紙を日本新聞協会経營業務部広告担当「新聞広告賞」係に提出してください。応募申込書は「新聞広告データアーカイブ」の「新聞広告賞」からダウンロードできます。

### ①応募申込書

- (1) 「広告活動・キャンペーン名」が決まっていない場合は、広告主（企業・団体）とご相談のうえ、仮題を付けてください。
- (2) 「記入担当者連絡先」欄には、問い合わせに応じていただける担当者の氏名をお書きください。
- (3) シリーズ広告で継続中の場合は、「掲載の回数」欄に2013年5月31日（金）現在の回数をご記入ください。
- (4) 新聞広告賞選考にあたって、掲載紙面とともに重要な参考資料とさせていただきます。必ずご記入ください。

### ②広告掲載紙

- (1) シリーズ広告は、すべての紙面をご提出ください（継続中のシリーズは、対象期間以外のものもできる限りそろえてご提出ください）。
- (2) 複数紙にわたって展開した広告で、各紙ごとに内容が異なる場合は、必要なすべての掲載紙をご提出ください。
- (3) 審査の公正を期すため掲載紙は紙面現物に限ります。ゲラ刷りや清刷りは受け付けません。
- (4) 整理・審査の都合上、当該広告が掲載されているページだけをお送りください。当該広告の大きさが全15段に満たない場合は、切り取らずに、当該広告が掲載されているページ全体をご提出ください。また、作品を台紙やパネルなどに張り付けしないでください。

## ◇複数の推薦

同一作品に対し複数の推薦があっても1件として受け付けます。推薦応募の際は、必ず当該広告主とご相談のうえ、事前了承をとるようお願いします。

◇返却 応募資料（申込書、紙面および添付資料）は返却いたしません。